

秋の全国交通安全運動

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

青森県実施要綱

期 間

平成23年9月21日(水)から9月30日(金)まで(10日間)

目 的

この時期は、秋の行楽による事故や、日没が早まる夕暮れ時の事故の多発が懸念されることから、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故を防止することを目的とする。

運動の進め方

この運動を効果的に推進するため、市町村は、交通安全対策協議会等の構成機関・団体と十分協議し、地域の交通実態に応じた、住民参加型の交通安全運動を積極的に推進する。各関係機関・団体は、相互に連絡協調を図り、それぞれの業務分野に応じた、効果的な実践活動の推進を図る。

運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
(特に、反射材用品等の着用及び自転車前照灯の点灯の推進)
- 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶



「見る」安全 「見せる」安心 秋の夕暮れ

横断歩道 右左確認 よ～し!

反射材で 目立ち度 よ～し!

自転車 ライト点灯 よ～し!

9月30日(金)は 「交通事故死ゼロを目指す日」

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転の根絶

秋の全国交通安全運動

子どもと高齢者の交通事故防止 平成23年9月21日(水)～30日(金)

内閣府・青森県交通対策協議会

運動の主な推進事項

1 子どもと高齢者の交通事故防止

運転者は

- 道路を歩いている子どもや高齢者を見かけた場合は、減速・徐行するなど思いやり運転を励行する。
- 高齢自転車利用者や電動車いす利用者等の保護を図り、「高齢運転者標識（高齢者マーク）」を付けた自動車には幅寄せ・割り込み等をしない。
- 高齢運転者は、運転適性診断を積極的に受け、自分の運転適応能力に応じたゆとりのある運転をするとともに、「高齢運転者標識（高齢者マーク）」を表示するよう努める。

子ども・高齢者は

- 運転者から発見されやすい明るい色の服装と反射材用品の着用を努める。
- 参加・体験・実践型の交通安全教育を受け、交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進に努める。

地域・家庭では

- 自治会、町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等の把握に努める。
- 家庭内における話し合いを通じて、交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自らその必要性を理解した上で安全な交通行動の実践に努める。

関係機関・団体及び市町村等は

- 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童や、高齢歩行者・高齢自転車利用者等に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。
- スクールゾーン、シルバーゾーンや生活道路等において、歩行者・自転車の安全な通行を確保するための道路照明や信号機等の交通安全総点検を実施し、子どもや高齢者が安全に通行できる交通環境の整備を推進する。
- 広報啓発活動や参加・体験・実践型の交通安全教育を通じて、高齢者の交通事故状況、加齢に伴う身体機能の把握と維持の重要性について周知を図るとともに、高齢運転者が自分の運転特性に即した安全な運転を行うよう指導する。
- 交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じ、反射材用品、明るい服装等の着用の必要性や効果等に関する広報啓発活動を展開する。
- 交通安全教育を受ける機会のない高齢者を対象とした世帯訪問による個別指導や、高齢者と日常的に接する機会を利用するなどして、明るい色の服装と反射材用品の着用を呼びかける。

2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

運転者は

- 夕暮れ時は早めのライト点灯により、見ることと見せることを徹底し、交通事故防止に努める。
- 夜間、対向車や先行車がない時などはライトを上向きにし、歩行者や自転車等の早期発見に努める。

歩行者は

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすい明るい色の服装と反射材用品の活用を心掛ける。

自転車利用者は

- 反射材を取り付けた点検・整備した自転車を利用し、夕暮れ時は、自らの存在をアピールするため、ライトを早めに点灯するように努める。
- 二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険性を認識してこれを行わず、交差点等では信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する。
- 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用に努める。
- 車道の左側通行等自転車の通行方法を遵守し、歩道通行時における歩行者優先を徹底する。

関係機関・団体及び市町村等は

- 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進及び同自転車に係る貸出制度、助成制度等の導入促進を図る。
- 「自転車安全利用五則」^(※)を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知と街頭指導の強化等によるルールを遵守した安全利用の促進を図る。
- 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進を図る。
- 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を認識・理解させる交通安全教育等の推進を図る。
- 各種広報媒体を活用し、反射材用品、明るい色の服装の着用効果に関する広報啓発活動を推進するほか、衣服、履き物等、身の回り品への反射材用品の着用を促進する。

3

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者は

- シートベルトを必ず着用し、全ての同乗者にシートベルトを必ず着用させる。
- 幼児・児童を保護するために、チャイルドシートの使用の必要性和着用効果を認識し、体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付けを徹底する。

家庭では

- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果について話し合い、家族全員がこれを認識して正しく着用する。

地域では

- 各種会合、行事等を通じてシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果について啓発し、地域ぐるみで着用の徹底を図る。

職場では

- 研修会、講習会、会議等を通じて、着用効果事例の紹介等によりシートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果を認識させ、正しい着用を徹底させる。

関係機関・団体及び市町村等は

- 各種広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルト着用が義務化されていることや、シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について広報啓発を行う。
- 相互の緊密な連絡と協力の下に、街頭におけるシートベルトとチャイルドシート着用の指導等を積極的に実施する。
- 運転者、安全運転管理者、運行管理者等を対象とした各種講習会の機会をとらえ、交通事故事例などを活用し、シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法についての指導に努める。

4

飲酒運転の根絶

運転者は

- 飲酒運転の責任の重さや危険性を十分認識し、飲酒したら絶対にハンドルを握らない。

家庭では

- 飲酒運転による交通事故の悲惨さなどについて家族で話し合い、飲酒運転の根絶を家族ぐるみで徹底する。

地域・職場等では

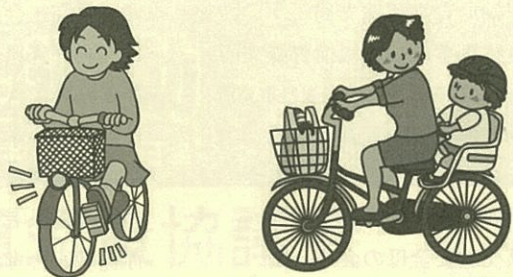
- 飲酒運転の危険性、反社会性、事故発生時における責任の重大性や、飲酒運転に係る罰則及び行政処分が強化されていることについて話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりを促進させる。
- 各種会合等を通じて、飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正するための運転者教育を徹底する。
- 酒類を提供する飲食店等では、運転者への酒類提供禁止を徹底する。
- 自動車運送事業者の営業所等では、点呼時におけるアルコール検知器によるチェックを徹底する。

関係機関・団体及び市町村等は

- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動を促進する。
- 酒酔い運転等の欠格期間の延長を始めとする飲酒運転に対する行政処分が強化されたことについての周知徹底を図る。
- 各種広報媒体を活用して、飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動を実施する。
- 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

(※) 自転車安全利用五則とは・・・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



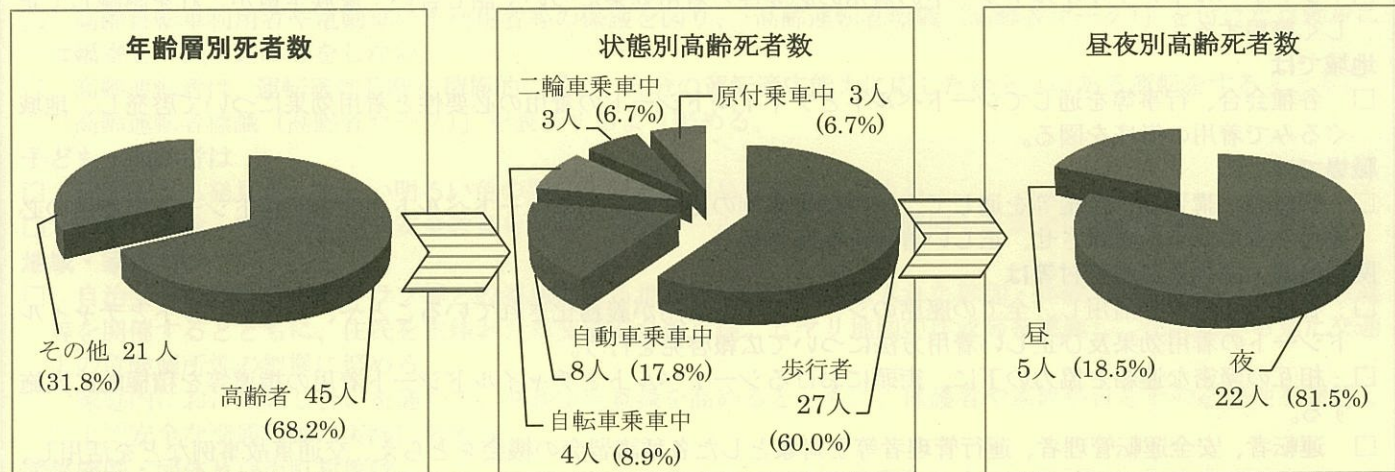
青森県内 平成 22 年中の交通事故発生状況

(青森県警察本部提供)

平成 22 年中の交通事故死者 66 人のうち、45 人(68.2%)が高齢者(65 歳以上)でした。このうち、27 人(60.0%)が歩行者で、うち 22 人(81.5%)が夜間の事故でした。

夕暮れ時・夜間の交通事故を防ぐため、明るい色の服装や反射材等を着用しましょう！

また、運転者の皆さんは、ライトの早め点灯・上向き走行で、歩行者・自転車等の早期発見と事故防止に努めましょう！



～ 9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です ～

毎年、国民の 100 人に 1 人が交通事故により死傷し、国内では、記録の残る昭和 43 年以降、毎日交通死亡事故が発生しているという状況が続いています。このため、内閣府(交通対策本部)では、交通安全に対する国民の意識を高める新たな国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」を設け、国民一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通死亡事故の抑止を図ることとしています。

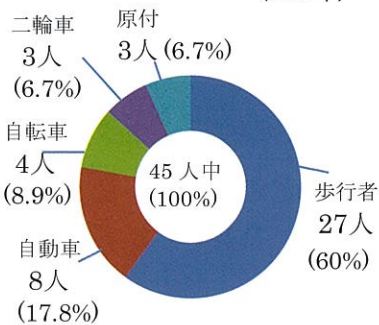
青森県交通対策協議会関係機関・団体

- | | | |
|-------------------|------------------------|--------------------------|
| 青森県 | (社)青森県タクシー協会 | (社)青森県建設業協会 |
| 青森県議会 | (社)青森県トラック協会 | (財)青森県消防協会 |
| 青森県教育委員会 | (社)青森県バス協会 | 青森県ドライブイン協会 |
| 青森県警察本部 | (社)青森県指定自動車教習所協会 | 東日本高速道路(株)東北支社青森管理事務所 |
| (財)青森県交通安全協会 | (社)青森県自動車整備振興会 | 青森県道路公社 |
| 青森市長会 | 青森県軽自動車協会 | 東日本旅客鉄道(株) |
| 青森県町村会 | 青森県二輪車安全普及協会 | 弘南鉄道(株) |
| 青森行政評価事務所 | 損害保険料率算出機構青森自賠責損害調査事務所 | 十和田観光電鉄(株) |
| 青森地方検察庁 | (社)青森県自動車団体連合会 | 津軽鉄道(株) |
| 青森地方方法務局 | 青森県自転車軽自動車商業協同組合 | 八戸臨海鉄道(株) |
| 青森労働局 | 青森県自動車販売店交通安全対策推進協議会 | 青い森鉄道(株) |
| 東北地方整備局青森河川国道事務所 | 陸上自衛隊第九師団 | (株)東奥日報社 |
| 東北運輸局青森運輸支局 | 青森県商工会議所連合会 | (株)デーリー東北新聞社 |
| (独)自動車事故対策機構青森支所 | (社福)青森県社会福祉協議会 | (株)陸奥新報社 |
| 自動車安全運転センター青森県事務所 | 青森県PTA連合会 | 青森放送(株) |
| 軽自動車検査協会青森事務所 | 青森県高等学校PTA連合会 | (株)青森テレビ |
| (社)青森県安全運転管理者協会 | 青森県地域婦人団体連合会 | 青森朝日放送(株) |
| 青森県安全運転管理事業主会 | (財)青森県老人クラブ連合会 | 青森県高速道路交通安全協議会 |
| 青森県交通安全母の会連合会 | 青森県連合青年団 | (社)全国道路標識・標示業協会東北支部青森県協会 |
| (社)青森県自動車会議所 | 青森県弁護士会 | |
| (社)青森県自動車協会 | (社)青森県医師会 | |

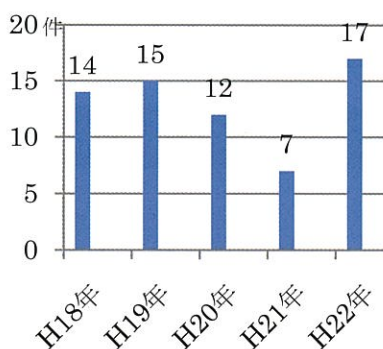
「いきいきシルバー交通安全強調月間」

期間 平成23年11月1日(火)から
平成23年11月30日(水)まで

高齢者の交通死亡事故の状況
(H23年)



高齢ドライバーによる死亡事故の増加



昨年、青森県では、交通事故死者数が66人(前年比+16人)、その内、高齢者が占める割合は68.2%でした。高齢ドライバーによる交通死亡事故は17件(前年比+10件)となっており、高齢者の交通死亡事故が非常に多くなっています。

運動の重点

- 一、高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発
- 一、高齢者に対する交通安全教育の推進
- 一、高齢歩行者の交通事故防止



暗い道
あなたを守る
反射材

(平成23年高齢者交通安全年間スローガン銀賞)

〈おしらせ〉 高齢運転者標識の新デザイン 使用開始について

平成23年2月1日から、新デザインの
高齢運転者標識の使用が開始されました。
普通自動車を運転することができる
免許を受けた、年齢が70歳以上の方が
普通自動車を運転する時は、その前面
及び後面に表示するよう努めてください。
なお、従来の標識も当分の間使用できます。



※ 高齢運転者標識を表示した普通自動車に対して「幅寄せ」や「割込み」をした自動車運転者は、処罰の対象となります。



青森県交通対策協議会

1. 期 間

平成23年11月1日（火）から11月30日（水）まで（1か月間）

2. 目 的

この時期は日没が早く、夕暮れ時から夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあることから、県民一人ひとりに高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、高齢者自らが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、高齢者の交通事故を防止することを目的とする。

3. 運動の重点と主な推進事項

1 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発

- 運転者は、シルバーゾーン等を中心とした高齢者の通行量の多い場所では、減速・徐行するなど高齢者に配慮した思いやり運転を励行するとともに、夕暮れ時においてはライトの早め点灯を、夜間においては対向車や先行車のないときのライトの上向走行を実践し、歩行者や自転車利用者の早期発見に努める。また、「高齢運転者標識（高齢者マーク）」を付けた自動車には幅寄せ・割り込み等をしないようにする。
- 関係機関・団体及び市町村等は、テレビ、ラジオ、新聞、ポスター、機関・広報紙（誌）、インターネット等、各種の媒体を活用し反射材用品・明るい色の服装の着用効果や夕暮れ時の早め点灯、全ての座席においてシートベルトを着用しなければならないことなど、高齢者の交通事故防止に関する効果的な広報を実施する。

2 高齢者に対する交通安全教育の推進

- 高齢運転者は、講習会等に参加するなど積極的に運転適性診断を受け、自分の運転能力に合った運転をするとともに、「高齢運転者標識（高齢者マーク）」を表示するよう努める。
- 町内会等は、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者を主体とした交通安全総点検やヒヤリ地図の作成等を実施し、交通上の危険箇所の把握に努める。
- 関係機関・団体及び市町村等は、参加・体験・実践型の交通安全教育を通じて高齢者の交通事故状況、加齢に伴う身体機能の低下の周知を図るとともに、高齢運転者が自己の運転特性に即した安全な運転を行うよう指導するほか、交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心に、世帯訪問による個別指導や、高齢者と日常的に接する機会を利用して、反射材用品・明るい色の服装等の着用を推進する。

3 高齢歩行者の交通事故防止

- 高齢者は、運転者から目に付きやすい明るい色の服装や反射材を身に付けるよう心掛ける。
- 家庭では、高齢者が外出するときは、事故に遭わない、事故を起こさないように、家族ぐるみで交通安全に気を配る。
- 関係機関・団体及び市町村等は、街頭での高齢歩行者・高齢自転車利用者等に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進するとともに、シルバーゾーン等を中心とする高齢者の安全な通行を確保するための道路照明や信号機等の交通安全総点検を実施し、高齢者が安全に通行できる交通環境の整備を推進する。